

# 退社時秘密保持・競業禁止誓約書

( 営業秘密返還 / 競業禁止 / 引抜禁止 / 損害賠償 )

代表取締役 殿

私は、本日付で貴社を退職するにあたり、貴社在職中に職務上知り得た秘密情報の取扱い、競業禁止義務及び引抜禁止義務について、以下のとおり誓約します。

## 第1条（秘密情報の返還）

私は、退職日までに、貴社から貸与・交付された次の物品、書類、データの一切を貴社に返還しました。

- (1) 業務用PC、スマートフォン、USBメモリ、外付けHDDその他の電子記憶媒体
- (2) 業務関連書類、函面、仕様書、契約書、議事録、稟議書、会議資料
- (3) 顧客名簿、取引先リスト、見積書、請求書、価格表
- (4) 名刺、社員証、入館証、社章、健康保険証、業務用クレジットカード
- (5) 業務用ソフトウェア、ライセンス証書、認証トークン
- (6) その他、貴社所有又は貴社管理に係る一切の物品

## 第2条（複製物・派生物の消去）

私は、私物のPC、スマートフォン、タブレット、クラウドストレージ、個人メールアカウント、SNSアカウントその他一切の場所から、貴社の秘密情報、業務情報、顧客情報を含むデータの複製を完全に消去しました。

消去にあたっては、ゴミ箱からの削除のみでなく、復元不可能な形での消去を行いました。

## 第3条（秘密保持義務（退職後））

私は、貴社退職後も、貴社在職中に知り得た営業秘密及び秘密情報を、貴社の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示・漏洩・使用しません。

本義務は退職後も無期限に存続します。特に不正競争防止法第2条第6項所定の営業秘密に該当する情報については、同法に基づき厳格に取り扱われることを了承します。

## 第4条（競業禁止義務）

私は、退職日から1年間、次の地域・業務範囲においては、貴社の事前の書面による承諾なくして、貴社と直接競合する事業に従事しません。

- 【地域範囲】 貴社の主要営業地域である都道府県 及び隣接都道府県
- 【業務範囲】 貴社の主要事業領域である に関する業務
- 【禁止行為】 ア．競合事業者の役員・従業員・コンサルタントとしての従事  
イ．競合する個人事業・法人の設立及び経営  
ウ．競合事業者への秘密情報を活用した助言・指導

本競業禁止義務に対する代償として、貴社は私に対し、退職金規程所定の退職金に加え、競業禁止期間相当分の代償金を支払うものとします。

## 第5条（顧客・取引先への接触禁止）

私は、退職日から1年間、貴社の事前の書面による承諾なくして、貴社の既存顧客又は取引先（退職前1年以内に取引のあった者を含む。）に対し、貴社の事業と競合する商品・サービスの売り込み、勧誘、紹介を行いません。

**第6条（従業員の引抜禁止）**

私は、退職日から2年間、貴社の役員又は従業員に対し、貴社からの離職を勧誘し、又は転職を仲介・斡旋しません。

**第7条（損害賠償）**

本誓約書に違反したことにより貴社に損害が生じた場合、私は貴社に対し、その損害（逸失利益、信用毀損、調査費用、弁護士費用を含む）を賠償します。

特に競業禁止義務違反の場合、貴社は私に対し、退職時に受領した退職金及び競業禁止代償金の全額返還を求めることができます。

**第8条（違約金）**

本誓約書の第3条（秘密保持）、第4条（競業禁止）、第6条（引抜禁止）に違反した場合、私は実損害の賠償とは別に、違反1件につき金 円の違約金を貴社に支払います。本違約金は損害賠償額の予定として定められ、実損害がこれを超える場合は超過額を別途賠償します。

**第9条（差止請求）**

貴社は、私の秘密保持義務違反又は競業禁止義務違反のおそれがあるときは、不正競争防止法第3条その他の法令に基づき、行為の差止め及び予防のために必要な措置を求めることができます。

**第10条（在職中の不正行為がないことの確認）**

私は、貴社在職中に、秘密情報の不正な持ち出し、不正な開示、横領、背任、贈収賄その他の不正行為を行っていないことを確認します。

万一かかる事実が判明した場合は、退職金の返還及び損害賠償を含む一切の責任を負います。

**第11条（存続）**

本誓約書の各条項は、貴社退職後も引き続き有効に存続します。

**第12条（管轄裁判所）**

本誓約書に関し紛争が生じた場合、貴社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和 年 月 日

**誓約者**

退職前所属：

住所：

氏名：

印

退職年月日： 年 月 日